

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集

見逃しません低いリスクも  
作業者に張り付くクロス定点観測を  
コマツ 小山工場

## ニュース

W B G T 値測定義務化を検討  
厚労省 12次防で熱中症対策強化へ

## 別冊付録

解いてみよう！ みんなの安全衛生くいず

WEB版はカラーでご覧になれます!!  
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2171

2012

10 / 1



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S R アップ21 滋賀会  
奥野社会保険労務士事務所

所長 奥野 文夫

第 138 回

会社主催のスポーツ大会で競技に出場中、足首をひねり負傷

### ■ 災害のあらまし ■

A社のB支社に勤務するCが、会社主催の研修（スポーツ大会）において、競技中に足首をひねり左足靭帯を負傷した。負傷後、病院を受診し「左膝関節捻挫」と診断された。

Cは業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、業務上の事由によるものとは認められないとして不支給とされ、審査請求をすることとなった。

### ■ 判断 ■

スポーツ大会は、B支社内の「Dカンパニー」のみで実施され、他部門では実施されていなかった。

しかしながら、それぞれのカンパニーが独立した一つの事業場とみなすことが実態に即しているものと判断された。

その結果、Dカンパニーの所属労働者の全員が参加し実施されたスポーツ大会が、事業場内の運動競技会における「業務行為」とであると認められ、業務上となった。

### ■ 解説 ■

一般に、業務上の事由による負傷であるとされるためには、「業務遂行性」が認められ、その上で「業務起因性」が認められることが必要であり、運動競技に伴う負傷の場合も同様である。

ここに、業務遂行性とは、「労働者が事業主の支配ないし管理下にあるなかで」という意味であり、「業務起因性」とは、「業務又は業務行為を含めて、『労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあること』に伴う危険が現実化したものと経験則上認められること」（相当因果関係が存在する

こと）をいうとされている。

この点、行政解釈では、「運動競技に伴う災害の業務上外の認定については、他の災害と同様に、運動競技が労働者の業務行為又はそれに伴う行為として行われ、かつ、労働者の被った災害が運動競技に起因するものである場合に業務上と認められるものであり、運動競技に伴い発生した災害であっても、それが恣意的な行為や業務を逸脱した行為等に起因する場合には業務上とは認められない」としている（平12・5・18基発366号）。

これによれば、労働者が運動競技に伴い負傷した場合に業務上となるためには、まず、運動競技が労働者の「業務行為」と認められることが必要となるが、この通達において、対外的な運動競技会・事業場内の運動競技会の区分ごとに業務行為と認められるための判断要件が示されている。

そして、事業場内の運動競技会の場合は、次の2つの要件のいずれをも満たすこととされている。

1. 運動競技会は、同一事業場または同一企業に所属する参加者全員の出場を意図して行われるものであること。
2. 運動競技会当日は、勤務を要する日とされ、出場しない場合には欠勤したものと取り扱われること。

社内運動会などの事業場内の運動競技会には、従業員の親睦目的で休日に希望者のみ自主参加で行われるようなものも多く、業務行為といえるかどうかの判断がまず重要となるが、その判断要件が示されているわけである。

このケースでは、労働基準監督署長からは、Cの所属事業場はB支社であり、研修の主催、参加対象および参加者が、B支社の中のDカンパニーのみであり、かつ他部



門では実施していないため、前記1の要件を満たしていないと判断され、不支給とされていた。

それに対し、A社は事業経営上カンパニー制をひいており、そのカンパニー間は独立した組織である。カンパニー制を考慮すれば、前記1の要件を満たしていないとする理由は成り立たない、としてCは審査請求した。

すると、審査官の判断は次のとおりとなった。

労働基準監督署長は、株式会社A社がカンパニー制を採用している実態を全く考慮せず、各部署が場所的に1カ所に集まっていることをもって、支社を一つの単位として判断し結論づけているが、一般の事業場と異なり、それぞれのカンパニーを独立した一つの事業場とみなすことがより実態に即している、として前記1の要件を満たしているとされた。

また、前記2の要件は問題なく満たしていたことから、一つの独立した事業場であるDカンパニーの所属労働者の全員が参加し実施されたスポーツ大会は、事業場内の運動競技会における業務行為であると認められた。